

# ひかくほう

News  
Letter

第55号

発行所 / 日本比較法研究所 〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1 中央大学内 ☎042-674-3302

## 日本比較法研究所設立70周年記念シンポジウム グローバル化を超えて —アジア・太平洋地域における比較法研究の将来—

2018年11月24日 (土) 10:00~16:20 中央大学駿河台記念館 (御茶ノ水)  
参加無料、日英同時通訳あり。参加をご希望の方は日本比較法研究所ウェブ  
サイトのイベント詳細からお申し込みください。

当研究所は、今年、設立70周年を迎えます。日本だけではなく、アジア・太平洋地域で初めての比較法研究機関として設立され、爾来、初代所長の杉山直治郎博士が提唱された、比較法研究を通じて世界平和に貢献するとのミッションに真摯に取り組み、その研究成果を広く社会に還元してまいりました。

今般、設立70周年を期に、「グローバル化を超えて—アジア・太平洋地域における比較法研究の将来—」をテーマとするシンポジウムを開催する運びとなりました。アジア・太平洋地域は、世界で唯一の経済成長セクターであるばかりでなく、今後のグローバルな発展にも主導的な役割を果たすことが期待されている一方で、アジアの多様性は、時として、いろいろな軋轢を生み、成長に対する阻害要因となる懸念があります。アジアにおける多様性を尊重しつつ、国際的な調和と「法の支配」を確立するには、アジアからの問題提起と、大陸法・英米法・日本法からの示唆を踏まえた比較法研究の共通基盤を確立することが必要と考えております。

後述するように、このシンポジウムでは、憲法・契約法・会社法・刑事法の領域において、Albert Chen Hung-yeek 香港大学教授、Michael Greenhalgh Bridge シンガポール国立大学教授、Say H Goo 香港大学教授、Simon Bronitt キーンズランド大学教授を、報告者としてお招きすることができました。本学と緊密な研究交流をしてこられたばかりでなく、その研究活動は国際的にも顕著であると認められた研究者ばかりであります。また、各報告に対して、英米法・大陸法・日本法の研究者からそれぞれコメントが寄せられる予定になっております。これにより、問題認識の共有を図るとともに、多様な視点からの議論が展開され、もって今後の比較法研究に多大な貢献をもたらすことを願ってやみません。

わが国の比較法研究は、大陸法・英米法といった先進の法系を受容することに重点が置かれてきたように思われます。幸いなことに、このシンポジウムの報告者・コメンテーターは、日本法研究にも造詣の深い方たちばかりであります。彼らの問題関心に応えることによって、日本からの研究成果も提供し、さらに相互の切磋と研鑽を通じて、いっそうの発展を目指したいと存じます。

江湖のご関心と参加を切に願う次第であります。

(日本比較法研究所所長 伊藤 壽英)

各セッションの司会を担当する所員より、基調報告の概要(予定)をご紹介します。

## Session 1 : Transformation of Constitutionalism (アジアの立憲主義)



基調報告 : Prof. Albert Chen Hung-ye (アルバート・チェン, 香港大学教授)

コメント : Prof. Tom Ginsburg (トム・ギンスバーグ, シカゴ大学教授) ※

Prof. em. Dr. Dr. h.c. Dirk Ehlers (ディルク・エーラース, ミュンスター大学名誉教授) ※

Henning Glaser (ヘニング・グレイザー, CPG 所長) ※

安念 潤司 (中央大学法科大学院教授)

※のコメントーターは文書参加

このセッションでは、香港大学法学部から Albert Chen Hung-ye 教授を報告者としてお迎えし、アジア太平洋地域の立憲主義について、憲法裁判に着目して検討します。

立憲主義は、それ自体多義的な概念ですが、少なくとも、政府活動すなわち統治を憲法の統制の下に置くことが、その極めて重要な要素であることは間違いがありません。そこで問題は、統治が憲法秩序を破壊する形で行われていないということ、如何にして担保するか、ということになります。同教授の基調報告は、この点について憲法裁判所という具体的装置に着目し、アジア・太平洋地域における発展を比較検討したものであり、対象法域は、台湾、韓国、モンゴル、カンボジア、タイ、インドネシア及びミャンマーの7つにも及んでいます。

これらの法域では、1948年の台湾から2011年のミャンマーまで時代に差はありますが、それぞれに通常の司法裁判所と区別された憲法統制機関が設置されており、現に機能しています。もちろん、その権限や現実の役割には大きな違いがありますが、同教授は、これを複数の軸で比較検討し、「これらの裁判所の全てが等しく成功したわけではなく、時には危機と挫折が経験された」としつつも、「相対的に成功した憲法裁判所の事例が存在している」こと(同教授は、台湾、韓国及びインドネシアの憲法裁判所に高い評価を与えます)を認め、その経験から学ぶべきことを指摘されています。

このセッションでは、4人の研究者からコメントをお受けすることとしています。1人目は、ドイツ公法学の泰斗 Dirk Ehlers 教授です。本学名誉博士でもある教授は、当研究所の申し出を受け、ドイツの複数の学術機関がタマサート大学(タイ)と共同して同大に設置する研究所 German-Southeast Asian Center of Excellence for Public Policy and Good Governance (CPG) の Henning Glaser 所長と共同でコメントを寄せてくださいます。同研究所は、アジア地域の憲法秩序について積極的な研究を進めており、そのコメントは、本シンポジウムの議論に深みを与えてくれることを確信しています。また、国際的にも著名な「比較憲法プロジェクト (CCP)」の共同責任者であり、日本法を含むアジア法にも造詣の深い Tom Ginsburg シカゴ大学教授からも、コメントを予定しています。当研究所からは、安念潤司所員がコメントーターとなります。附随的違憲審査制をとる日本にとっても、今回のセッションは、立憲民主主義のさらなる発展への視座を得る機会として、大きな意義のあるものと思います。

佐藤 信行 (司会・中央大学法科大学院教授)

## Session 2 : Corporate Governance Reform (コーポレート・ガバナンスの多様性)



基調報告 : Prof. Say H Goo (セイ・グー, 香港大学教授)

コメント : Prof. Charles K. Whitehead (チャールズ・ホワイトヘッド, コーネル大学教授) ※

Prof. Dr. Harald Baum (ハラルド・バウム, マックス・プランク比較法・国際私法研究所教授) ※

野田 博 (中央大学法学部教授)

※のコメントーターは文書参加

このセッションでは、香港大学 Say H Goo 教授が「コーポレート・ガバナンス改革」をテーマに報告します。グローバル化とコーポレート・ガバナンス・モデル、多国籍企業の影響力とその規制の必要性、そして資本市場・証券取引所改革について、大要、以下の通り論じられる予定です。

### 1. コーポレート・ガバナンス・モデル

コーポレート・ガバナンスのモデルには、(i)経営者中心型(アメリカ)、(ii)株主中心型(イギリス)、(iii)従業員中心型(ドイツ)、(iv)混合型(日本)、(v)国営企業型(中国)、(vi)その他ステークホルダー・モデル、がある。

とくにどのモデルが優越し、先進各国はそのモデル収斂すべきだとは考えられない。むしろ、会社の意思決定過程において、多様なステークホルダーの利害を反映させることが重要である。

## 2. 多国籍企業に対する規制

グローバル化による多国籍企業の成長と影響力は、著しく増大した。これら企業の規模と影響、収益最大化の目的とこれら企業が提起した問題に鑑みれば、ステークホルダーの利害を考慮されるように、多国籍企業の意思決定過程について規制を及ぼすべきであり、その実効性を確保すべきである。

## 3. 証券取引所の規制

国際的な資本の競争は、証券取引（資本市場）の最適な規制について、race to the bottomの問題を提起するようになった。エンロン事件後のサーベンス・オクスリー法制定、サブプライム危機後のドッド・フランク法の制定などがその例である。

この報告に対して、3人の研究者にコメントをお願いしています。Harald Baum マックス・プランク比較法・国際私法研究所教授は、日本法やアジアに大きな研究関心を持ち、本学とも長く交流していただいています。最近では、アジア地域における社外取締役について、ソフトロー的アプローチを共有しつつも、各国の特徴を分析する研究プロジェクトをとりまとめられています。Charles K. Whitehead コーネル大学教授は、長年、日本において金融法務に従事され、その後、ボストン大学からコーネル大学に転じられ、金融をベースとしたコーポレート・ガバナンス論に造詣が深い方です。野田博所員は、これまでも会社法の分野で多大な業績を上げられてきたことは周知の通りです。最近では、第80回日本私法学会（2016年）のシンポジウムにおいて、「変化するコーポレート・ガバナンス」のテーマで、学際的な分析とその総括を担当されました。Goo教授の報告の分析と主張に対して、それぞれの法領域から有益なコメントが寄せられることを期待しています。

伊藤 壽英（司会・中央大学法科大学院教授）

## Session 3 : Contract in Globalization (契約法理のグローバル化)



基調報告：Prof. Michael Greenhalgh Bridge（マイケル・ブリッジ、シンガポール国立大学教授）

コメント：Prof. Frank Chiang（フランク・チャン、フォーダム大学教授）※  
Prof. Dr. Karl Riesenhuber（カール・リーゼンフーバー、ボッフム大学教授）※  
柏木 昇（中央大学法科大学院フェロー）

※のコメントーターは文書参加

このセッションでは、ロンドンスクールオブエコノミクス（LSE）の名誉教授であり、現在はシンガポール国立大学の教授である Michael Greenhalgh Bridge 教授をお迎えし、「契約法理のグローバル化」について、ご報告をいただきます。

報告内容としては、契約法理のグローバル化の諸相について、第一に、国際的な統一法による方法として、国際条約のような「ハードロー」による場合と信用状統一規則のような「ソフトロー」による場合、第二に、特定の外国法や条約が国内法として利用される方法、第三に、当該国際契約の当事国ではない第三国の法が適用される方法がそれぞれ概観されます。そのうえで、国際的な統一法、とりわけ「ハードロー」としての国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG）と「ソフトロー」である UNIDOROIT 国際商事契約規則（PICC）について集中的に議論が展開されます。

Bridge 教授は、CISG について、ローマ法伝統とコモン・ロー伝統を比較しつつ、CISG が全体にこの二つの法体系からどのような影響を受けているかを具体例を挙げながら論じます。もちろん、各法伝統内部の差異にも注意が払われます。さらに、CISG と PICC が比較される予定です。

CISG は日本においても2009年に発効し、最近の債権法改正にも少なからぬ影響を与えており、国際取引に関しては最も成功した条約とされていますが、ご承知の通り、実務では適用が排除されることが多いものです。Bridge 教授は、そうした状況にも十分目配りしながら、契約法理のグローバル化の現状を分析し、その将来を展望します。

さて、本報告には、中央大学の柏木昇フェローもコメントーターとして登壇されます。柏木フェローには、日本の西洋法の継受という歴史をふまえ、また豊富な実務経験に裏付けられた貴重なコメントをいただく予定です。また、書面コメントーターとして、アメリカ法の観点から Frank Chiang 教授、そしてヨーロッパ法の観点から Karl Riesenhuber 教授にもコメントをお願いしています。

北井 辰弥（司会・中央大学法学部教授）

## Session 4 : Regulating Cybercrime (グローバル化とサイバー犯罪)



基調報告 : Prof. Simon Bronitt (サイモン・ブローニット, キーンズランド大学教授)

コメント : Prof. Thomas Holt (トーマス・ホルト, ミシガン州立大学教授) ※

Prof. Dr. Arndt Sinn (アルントウ・ジン, オスナブリュック大学教授)

堤 和通 (中央大学総合政策学部教授)

※のコメントーターは文書参加

このセッションでは、クィーンズランド大学 Simon Bronitt 教授が、「企業のサイバー犯罪規制：刑事法と非刑事法の境界の調整」をテーマに報告をします。

この報告で Bronitt 教授は、サイバー犯罪対策には、国際的な連携・協働が重要であることを強調しつつも、各国における現行の対策が、サイバー犯罪を個人の犯行者に焦点を当てる「ハッカーモデル」による理解に基づいており、企業等による関与に十分に目が向けられていない点を批判しています。そして、いわゆる「リベンジポルノ」を例に挙げ、インターネット上で公開された「リベンジポルノ」画像等について削除要請を受けた場合に、ソーシャルメディアサービスやインターネットプロバイダーには、こうした画像を削除する義務が生じ、その義務に違反した場合には法的責任を負うべきであると主張しています。さらに、現在、オーストラリア連邦議会で審議されている法案 (Enhancing Online Safety Bill 2018) において、こうした義務違反に対し、刑事制裁ではなく非刑事制裁 (民事・行政上の制裁) で対処しようとしている点について、こうした非刑事の制裁では、これが企業に「業務上のコスト」として受け取られる危険があり、危害を最小化する点では効果が認められるかもしれないが、違法行為の予防・抑止の点では不十分であるので、非刑事制裁に加え最終手段として刑事制裁を適用できる余地を残しておくべきであると主張しています。

このセッションでは、ミシガン州立大学 Thomas Holt 教授、オスナブリュック大学 Arndt Sinn 教授、そして本学からは総合政策学部・堤和通所員がコメントーターとして参加されます。各教授ともサイバー犯罪問題について、これまで精力的に論稿を発表されておられます。また、いわゆる法人の犯罪能力については、英米法圏と大陸法圏 (とりわけドイツ法) においては、一般刑法理論のレベルで根本的に考え方を異にしているため、サイバー犯罪に対して企業にも刑事制裁を科すべきであるとの Bronitt 教授の主張には、活発な論争が展開されることが予想されます。さらには、刑事制裁と非刑事制裁の意義、効果、役割分担のあり方については、各論者によって異なる理解が示されることも予想され、この点においても議論が深められることが期待されます。このように、このセッションは、国際的にますます重要性を増しているサイバー犯罪対策について、我が国における取り組みに新たな視点を提供してくれる意義のあるセッションとなるものと思われれます。

柳川 重規 (司会・中央大学法学部教授)

### 日本比較法研究所 これまでの周年記念事業

- 10周年 1962年、記念論文集 “Problèmes contemporains de droit comparé (比較法の現代諸課題)” 刊行
- 20周年 1972年、記念論文集 「比較法の諸問題：二十周年記念論文集」刊行
- 30周年 1982年、記念論文集 「比較法の課題と展望：三十周年記念論文集」刊行
- 40周年
  - ・1988年、記念論文集 “Conflict and integration : comparative law in the world today : the 40th anniversary of the Institute of Comparative Law in Japan” 刊行
  - ・1989.6.17 記念シンポジウム「比較法の方法と今日的課題」開催
  - ・1990年、記念シンポジウム成果として、叢書「比較法の方法と今日的課題」刊行
- 50周年
  - ・1998年、「日本比較法研究所50年史」、記念論文集 “Toward comparative law in the 21st century : the 50th anniversary of The Institute of Comparative Law in Japan,” 刊行
  - ・1998.12.5 記念式典開催
- 60周年
  - ・2009.3.6 記念講演会「比較法研究の将来」
  - ・2011年、記念論文集 “Future of comparative study in law : the 60th anniversary of the Institute of Comparative Law in Japan” 刊行

## 日本比較法研究所設立70周年に寄せて

### 祝意と敬意

日本比較法研究所が設立70周年を迎えられることとなり、誠におめでとうございます。

この機会にその沿革史などを拝見し、日本比較法学の泰斗と慕われた故杉山直治郎博士が初代所長となられて1948年(昭和23年)12月に発足以来、国際的な比較法研究の推進を担おうと世界各国の研究機関や学者に連携協力を呼びかけられ、数々の勝れた共同研究発表がなされ、その後も杉山博士のご遺志を継いだ母校中央大学研究学者の尽力により数々の輝かしい業績が上げられて、今日に至るまで内外の比較法学を力強く牽引する役割を果たされてきたことを改めて知りました。ここに衷心からお祝い申し上げますと共に深甚なる敬意を表するものであります。

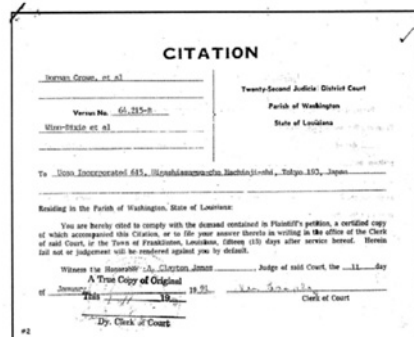
### 国際的訴訟競合の体験

さて、小生はいわゆる涉外弁護士ではなく、国内の案件を扱う弁護士で、日頃は諸外国における訴訟案件に関わることは有りません。それでも時として関わることもあり、諸外国と日本との法制の違いに戸惑うこともあります。以下にその事例をご紹介します。

かつて私が顧問を務める日本の機器メーカーがアメリカにおいて、大勢の消費者から製造物責任法により集団訴訟を起こされるという事件がありました。

ある日突然アメリカの原告訴訟団の法律事務所から直接日本のメーカーに英文による訴状とアメリカの裁判所への出頭命令書(CITATION)がまとめた翻訳文も添えられずに送り付けられたのです。法律事務所からの直送はまだしも、外国で提起された日本人を被告とする訴状に翻訳文が付けてなければ、被告の防御権を害するから送達とは認められないというのが日本の判例、学説でありますから、この出頭命令は無視することにしました。

するとその後、訳文の付いた訴状が条約に則って裁判所からの特別送達でメーカーに送られてきたので、今度は受けざるを得ませんでした。



そこでメーカーは、日本国内でのみビジネスをやっているから、裁判管轄権は

アメリカに無いという抗弁を申し立てましたが、聞き入れられず、正式に裁判がスタートしたのです。

アメリカの裁判所で消費者が集団で企業を訴えたら理屈抜きで企業側に分らないことは目に見えています。

このため、外国の判決が日本国内の判決と矛盾抵触するとき、外国判決の執行は公序良俗に反し認められないとするのが我が国の判例、学説の考え方であることから、メーカーはアメリカの裁判の判決が確定する前に、逆に日本でアメリカの原告らを相手に、原告の主張する様な損害賠償債務は存在しないという債務不存在確認訴訟を提起し、勝訴判決を得ておくことにしたのです。

日本の裁判期日にアメリカからは誰一人出頭せず、答弁書の提出もなく、メーカー社長の証言だけで結審し、メーカーの全面勝訴判決を得ました。この判決は確定し、アメリカからの判決執行に備えていましたが、結局アメリカではスーパーマーケットから多額の賠償金を得て事態が終息し、メーカーへの強制執行申立は有りませんでした。

以上小生が携わったこの事件は、その後裁判所の実務研修教材に採り上げられたと聞きました(若し機会があればこの事件の経過をもう少し詳しくご説明します)。

### 大いなる期待

小生の体験からも、ボーダレス化が進んでいる今日でさえ、国境を跨ぐ裁判となると、各国の実体法、手続法の相違が公平迅速であるべき裁判の実現にとって隘路となることがよく分かります。

各国の法体系はそれぞれの歴史、文化、習俗等に根差しており、その独自性は尊重されなければなりません。国や地域の枠を超えて共有できる公平迅速な裁判制度を如何にして実現していくかは世界の司法界にとって喫緊の課題でありましょう。

この課題に取り組む上で、比較法学の果たすべき役割は愈々重要度を増しています。

わが中央大学の日本比較法研究所は、次に来たるべき80周年までの10年間にどのような成果を上げるでしょうか。大いに期待してやみません。

以上



中央大学法曹会  
幹事長 大谷 隼夫

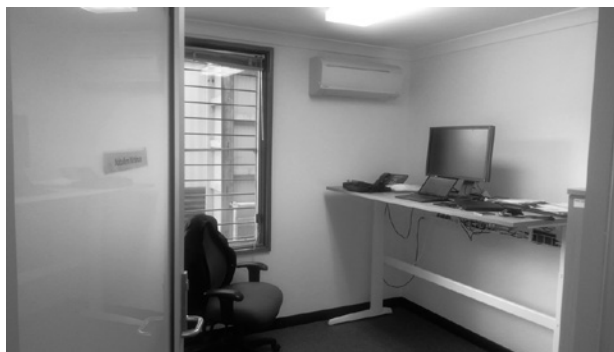


## オーストラリア国立大学に 滞在して

日本比較法研究所 所員 西村暢史

2018年3月の3週間弱の間、中央大学法学部と長年交流を行っているオーストラリア国立大学法学部 (Australian National University, College of Law) において滞在、研究成果等を報告する機会をえた。同学部とは相互に教員が訪問し、学術交流を行ってきた密接な関係がある。過去、複数回、オーストラリアの首都であるキャンベラに立地する法学部には中央大学法学部の短期留学プログラムの学生引率で訪問したことがあった。今回の訪問はそれまでと異なり、私自身の研究成果の報告を2回 (その内1回は録画した上で後日シンポジウムにおいて上映し、シンポジウム当日は遠隔システムにより質疑等を実施した。) することとなり、土日を含めて滞在期間中極めて高い密度の研究時間を過ごすことができた。加えて、3月の夏の南半球、そして、日本の花粉症とも縁のない土地ということで体調面ではこの上ない条件での滞在であった。

滞在中の生活拠点となるゲストハウス、そして、研究室のあらゆる環境も、知己の教員 (受入担当教員の Mark Nolan 教授、James Prest 博士)、そして、学部長付専門スタッフの皆さんによるこれ以上ない助力を得て早々に構築でき、研究と交流に集中でき



割り当てられた研究室 (ほぼ立ちながら作業をしていた)

るようになった。また、法学部では、教員や滞在中の世界各国の研究者が一堂に会する毎週水曜日の昼前に開催されるモーニングティーというイベントがある。滞在中の研究者は、そこで挨拶をすることになっている。私自身最初の訪問時にも挨拶をしたが、今回2回目の挨拶をする機会を得、前回よりは参加

者を笑顔にすることができ一安心した。

第1週目は研究報告の準備でほぼ一日が終わる生活が続いた。昨今の電子ジャーナル化やオープ



研究報告後に

ンソースの普及にもかかわらず日本では入手不可能な文献や資料が、目の前、そして、いつでも手の届く範囲にあるという環境は比較法研究を行う上では、これ以上ない恵まれたものであった。今回の研究報告は、「International cartels and the geographic limits to the applications of the national competition law in Australia and Japan (国際カルテルと国内競争法適用の地理的限界：豪州と日本の比較検討)」と題して、豪日双方の最高裁判決 (いずれも2017年の判決) を紹介し、比較検討したものである。日本法の紹介だけでなく、豪州の最高裁判決に対する評価に重点を置いた報告内容であったため、より豪州競争法の解釈に踏み込んだフロアの議論を引き出し、また、日本法の理解を発信することで自分自身の研究内容を再構成する有益な時間となったと言える。

この研究報告後、直ちに第2週目に録画を予定していた別の研究報告の本格的準備に入った。研究報告の内容は、「Intersection of competition and energy law & policy (競争法政策とエネルギー法政策の交錯)」である。この報告では近年の日本におけるエネルギーシステム改革の進捗状況と競争法の観点からの諸課題を提示した。内容自体は、日本の法政策に関する状況を紹介することにとどまるものの、現在洋の東西を問わない課題である規制「緩

和」、そして、再生可能エネルギーの位置付けといった分野であったため、「共通言語」での対話が可能という点で意義のあるものと考えた。また、当該分野の専門家である James Prest 博士とは、ほぼ毎日のメール、そして、博士の研究室、近隣のカフェやレストランでの意見交換は極めて有益であり、私自身にとって今後取り組むべき研究課題の1つとして位置付ける得難い経験でもあった。

このように書くと滞在中に研究報告とその準備以外何もしていないように思われるかもしれないが、そこは身を削る感覚を嬉しがりながらいろいろと動いていた。中央大学法学部教授の牛嶋所員からは事前に著名な研究者 (Veronica Taylor 教授) を紹介していただいた。彼女の自宅で家族や知り合いと夕食をともにできたことはこの上ない機会であった。Nolan 教授や同時期に滞在していた米国メンフィス大学ロースクール教授との会食をはじめ、中央大学日本比較法研究所へ複数回訪問されたこともある Donald Rothwell 教授とのブラックマウンテンのカフェでの会食、James Prest 博士の紹介によるエネルギー関連の研究者たちとの打ち合わせ等オーストラリア国立大学のアカデミックな雰囲気に身を置けた幸運に感謝したい。

中央大学との関係では、中央大学法学部や経済学部を卒業した後、オーストラリア国立大学において国際関係論や会計マネジメントを学びに留学に来ていた方々とも知り合うことができた。このような嬉しい機会が得られたのは、在豪日本大使館勤務の中央大学法学部卒業生の尽力によるところが大きい。同時に、中央大学法学部が提供している学部教育に対して強い関心を示して頂いたことも、一教員として身の引き締まる瞬間であった。

人とのつながりの他、キャンベラという街の土地勘もある程度あったことから、時間を見つけ出しオーストラリア国立大学キャンパスと(わずかな狭い範囲の)キャンベラ中心街とその周辺を徒歩やバスで駆け巡った。キャンパスは広大で、朝にはさえずりとは程遠い野鳥の叫び声がこだまし、リスやウサギなど小動物がゲストハウスの前やキャンパスの芝生を駆け抜けていた。私自身、中高、学部、大学院、最初の勤務校、現在の中央大学とすべて豊かな自然に囲まれた環境で過ごしてきたため、初めてではないにしても今回の訪問も緊張感なく過ごせた。また、滞在中は法学部棟を含め、キャンパス中心部が再開発の真っ只中ということもあって、前回訪問したときに利用していたカフェテリアをはじめとする購買部はなく、「屋台 (pop-up village)」が軒を連ねていた。もっとも、オーストラリアでは当然の

ように午後5時までには一部の例外を除きほぼすべての店舗が閉店することから、買い物等は中心街のスーパーを利用していた。私の研究対象である競争法分野においてオーストラリアでは近年「常連」となった Coles と Woolworths がオーストラリアにおける2大スーパーとして有名である。今回の訪問では、それ以外にも様々なスーパーを見ることができ、日本で文章や映像のみから仕入れた知識以上の肌感覚を得たことは貴重な体験であった。比較法研究の対象国に滞在中で偶然にも重要な社会経済的出来事に遭遇するという体験は、最先端の遠隔コミュニケーション技術をもってしても代替できないものであろう。



近隣の自然公園で野生のカンガルーと一緒に

3週間弱はあっという間に過ぎたが、割り当てられた研究室の隣に位置していた法学部マーケティングセクションのスタッフと別れの挨拶をした際、思いのほか話が弾んだことも忘れられない。彼ら彼女らの仕事の空間では、常に音楽が聴こえ、打合せの声、雑談、笑い声が絶えなかった。私自身は色々な音が聞こえる環境で研究や作業することに抵抗感をまったく感じないため、在室時は常に研究室の扉を空けていた。別れ際、あるスタッフが「煩くて大丈夫だったか」と言ってきたが、すかさず別のスタッフが「ずっと扉を空けていたから大丈夫だったんでしょ」と返し、なぜか大笑いとなったのは良い思い出である(次に訪問される教員が同じ部屋を割り当てられるかは不明であり、交渉次第であろう)。

最後に、諸事情のため着任したばかりの新しい法学部長とはキャンベラを発つ1時間前のわずかしかな面会の時間がとれなかった。残念ではあったが、学部長はとても親しく、そして真摯に今後の中央大学との関係にも快い言及をしていただいた。

人と研究のネットワークからの成果を短期間に予想以上に享受できたことは、オーストラリア国立大学法学部と中央大学が今後も様々な形で交流を継続していく必要性を一層強く認識する機会となった。個人的つながりのみならず両校の交流の継続を強く願う次第である。

## 新任所員紹介

新たに4名の先生方を所員にお迎えしました。



**澁谷 雅弘** (しぶや まさひろ)  
東京大学法学部卒。東北大学大学院法学研究科教授を経て2017年10月より法学部教授。専門は租税法。



**小林 学** (こばやし まなぶ)  
修士(法学)(早稲田大学)。桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授を経て2018年4月より法務研究科教授。専門は民事手続法。



**四方 光** (しかた こう)  
博士(総合政策)(中央大学)。警察大学校特別捜査幹部研修所長を経て2018年4月より法学部教授。専門は刑事政策、犯罪学、社会安全政策論。



**山口 亮介** (やまぐち りょうすけ)  
修士(法学)(九州大学)。北九州市立大学法学部准教授を経て2018年4月より法学部准教授。専門は日本法制史。

## 招聘予定の外国人研究者

▽7月23日から29日まで

**Prof. Xavier Magnon** (グザヴィエ・マニオン教授)  
エクス・マルセイユ大学。専門は憲法。

▽9月23日から10月6日まで

**Prof. Dr. Niels Petersen** (ニールス・ペーターゼン教授)  
ミュンスター大学。専門は公法、国際法、EU法。

▽11月20日から27日まで

**Prof. Stephen Bottomley** (スティーブン・ボトムリー教授)  
オーストラリア国立大学。専門は憲法、比較法。

▽11月23日から29日まで

**Prof. Say H Goo** (セイ・ゲー教授)  
香港大学。専門は不動産法、会社法。

▽2019年1月7日から27日まで

**Prof. Dr. Christian Schwarzenegger** (クリスティアン・シュワルゼネッガー教授)  
チューリヒ大学。専門は刑法、犯罪学、比較法、生命倫理と法。

▽2019年3月15日から28日まで

**Prof. Dr. Arndt Sinn** (アルントゥ・ジン教授)  
オスナブリュック大学。専門は刑法学、刑事訴訟法学。

## 最近の講演会等

▽ Associate Prof. Charles Zhen Qu (チャールズ・ゼン・クー准教授)  
香港城市大学ロースクール

4月7日(土)「中国法における無権限会社保証契約について：比較法的視点から」

▽ Dr. Virginie Barral (ヴィルジニ・バラル上級講師)  
ハートフォードシャー大学



5月17日(木)スタッフセミナー「国際法規範としての持続可能な開発の機能：解釈から手段の義務へ」

5月23日(水)講義「国際環境法および持続可能な開発への手引き」

▽南 恵煥 判事 (ナム ヘヨン判事) 韓国・昌原地方法院馬山支院

5月19日(土)「性暴力事件における映像録画物の証拠能力」

## これから開催される講演会

※詳細は当研究所ウェブサイトでご確認ください。

▽ Prof. Dr. Matthias Jestaedt (マティアス・イェシュテット) フライブルク大学

7月24日(火) 14:00~17:00 後楽園キャンパス 3309教室

「フランスとの比較におけるドイツの憲法裁判」

▽ Prof. Xavier Magnon (グザヴィエ・マニオン教授)  
エクス・マルセイユ大学

7月25日(水) 15:00~18:00 後楽園キャンパス 3311教室

「フランスの事後的違憲審査制—10の経験で得られたものは何か?」

▽ 日本比較法研究所設立70周年記念シンポジウム

「グローバル化を超えて—アジア・太平洋地域における比較法研究の将来—」

11月24日(土) 10:00~16:20 駿河台記念館285号室

日本比較法研究所公式 Twitter アカウントを開設しました。講演会などイベント情報について発信しています。

アカウント ID: @chuo\_comparalaw

## 編集後記

本号では、11月開催の記念シンポジウムについてお伝えしました。現在、各セッションについて、基調報告者とコメントーターの情報交換を行っております。中央大学法曹会の 大谷隼夫先生からの力強い応援のお言葉を受け止め、シンポジウム本番に向けて準備を進めていきたいと存じます。(佐藤記)